

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度			
施設名	秋田県岩館漁港海岸休憩施設	設置年	平成 5 年	
所在地	山本郡八峰町八森字和田表221番地			
指定管理者	八峰町			
県所管課	水産漁港	課	調整・振興	チーム

1 施設の概要

設置目的	漁港区域に係る海岸の利用の増進を図ることにより、ゆとりのある県民生活の実現に寄与する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	なし					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための					
	なし					
施設の面積	延床面積:242.08㎡					
主な設置施設	休憩ホール、シャワー室(温水8室、冷水2室)、便所(大11(うち障がい者用1、小8)					
指定管理業務の内容	料金制	有(完全利用料金制)				
	料金設定	温水シャワー:100円				
	サウディング実施対象施設※	×				
	指定期間	R3.4.1		～	R8.3.31	
	営業期間・時間	規則で定める期間・時間を基準として指定管理者が知事の承認を受けて定める				
	コイン式温水シャワー等のある休憩施設の営業は、海開きの日(例年7月10日前後)から8月中旬までの期間の8:30～17:00まで。ただし、障がい者用トイレに限り、岩館海岸の環境維持を目的に、4月から11月の間、24時間解放している。(休憩施設屋外に設置)					
自主事業の内容	1 休憩施設に隣接する海岸(海浜プール)の整地及び漂着物等除去作業 2 地元企業・地域住民の協力による海岸清掃の実施 3 「あきた白神体験センター」等の海浜自然体験企画の会場提供					
直近3年の年間利用者数	R4	人	R5	1,476 人	R6	1,265 人
直近3年の年間利用収入	R4	千円	R5	147 千円	R6	126 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R2	R3	R4	R5	R6
収入 計		0	0	0	147	126
利用料金収入		0	0	0	147	126
指定管理料		0	0	0	0	0
その他収入		0	0	0	0	0
支出 計		2,331	3,007	2,844	3,286	3,382
人件費		0	0	0	0	0
光熱水費		394	278	370	360	349
修繕費		0	220	0	105	38
外部委託費		1,831	2,343	2,426	2,748	2,871
その他経費		106	166	48	73	124
差 引		▲ 2,331	▲ 3,007	▲ 2,844	▲ 3,139	▲ 3,256

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

—

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度 の目標	利用者数 2,300人 ※利用者数＝コイン式シャワーの利用者数
--------------	---------------------------------

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	1,265	達成率	55.0%	
	具体的な 取組と その効果	令和2年度～4年度までの3年間、新型コロナウイルス感染拡大予防の 為、シャワー使用を中止していたが、令和5年度より再開した。 今年度は、開設期間中に雨天が多く、遊泳に適した天候が少なかったこ ことから、目標値を下回る結果となった。			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	2,300	2,300	2,300	
	実績	0	0	1,476	
	達成率	0.0%	0.0%	64.2%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 2,300人 ※利用者数＝コイン式シャワーの利用者数			
	設定根拠	コロナ禍以前の直近となる令和元年度実績を目標とする。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点Ⅰ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価 欄	指定管理者	C	
	県 (所管課)	C	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	なし		
	具体的な 取組と その効果	委託警備会社と相互に連絡・連携し、対応が必要と判断される事象には早急に対応することで、安全・安心な施設利用を提供することができた。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度		R5年度
	なし	なし		なし

＜観点Ⅱ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	委託警備会社と相互に連絡・連携し、対応が必要と判断される事象には早急に対応することで、安全・安心な施設利用を提供することができた。
	県 (所管課)	B	利用満足度の調査は未実施であるが、利用者からの意見等は委託警備会社を通じて報告がなされ、それに対して適切に対応されており、サービスの質の維持・向上が図られている。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	なし
	具体的な 取組と その効果	指定管理料収入が無い中で、物価高騰の影響による、施設の管理運営及び海岸の環境保全に必要な委託費等の費用は値上がりしており、対象となる補助事業も無いことから、町一般財源で全ての経費を負担している。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	なし
	具体的な 取組と その効果	利用者の増加を目指し、古い施設であっても利用者が清潔感を感じられるよう、開設の直前に業者委託による館内クリーニングを実施している。また、隣接する海浜プールにおいても、業者委託による整地・漂着物の除去・草刈りなどの環境整備を実施している。

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価 欄	指定管理者	B	
	県 (所管課)	B	

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	○ 人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置しており、サービス提供に支障は生じていない。 ○ 地域や関係団体との連携 地域住民や地元企業の協力による海岸クリーンアップ実施の他、観光協会が主催する海開き神事を実施している。 ○ 安全対策 必要に応じて修繕を行い、利用者が安全に利用できる状態の保全に努めている。 ○ 危機管理等 事故防止マニュアル及び緊急時連絡体制を整備している。
--------------	---

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価 欄	指定管理者	A	施設の管理運営に必要な業務は適正に実施しており、業務内容に関して改善すべき(できる)点は特にない。
	県 (所管課)	A	シャワー・トイレ等のその他施設管理、隣接する海浜プール利用者の安全面も考慮した人員配置や地元団体のイベントとの連携が図られており、適切な施設管理運営がなされている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)

今年度は、開設期間中(特に7月下旬)に雨天が多く、遊泳に適した天候が少なかったため利用目標を達成することができなかったが、トイレ・シャワー室等の施設は適切に管理されている。
また、当施設は海浜プールの利用客や岩館海岸観光客等の休憩場所として利用されており、夏期における地域への誘客に寄与するとともに、漁港区域内にある海岸の利用増進にも寄与している。

○施設運営の課題

平成5年度の設置から32年が経過し、令和4年度にシャワー室の改修やトイレの洋式化など大規模改修を行ったが、今後、大規模修繕が発生した場合、費用をどのように負担するのかを含め、施設のあり方を検討していく必要がある。また、今年度に入ってから建物2階に設置されている日よけの腐食が見られ、点検の結果緊急で撤去する必要性はないものの今後1～2年の間に撤去する必要があるため、施設管理者と協議を進める必要がある。

○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)

海浜プール利用客や岩館海岸観光客等の休憩場所として利用されており、夏期における地域への誘客に寄与するとともに、漁港区域にある海岸の利用促進のための施設として維持管理を行っていく。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上で公表する。

評価(提言)

○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)

○県の施策達成に向けた施設運営について

(県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針

指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)

県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）